

公的統計の整備に関する基本的な計画

令和2年6月2日

目 次

はじめに	1
第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針	3
1 E B P Mや統計ニーズへの的確な対応	4
2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進	5
3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上	6
4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進	7
5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化	7
第2 公的統計の整備に関する事項	9
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進	9
(1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実	9
ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	9
イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	10
ウ 国際比較可能性の向上等	12
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	12
ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備	13
イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備	14
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	15
ア 事業所母集団データベースの整備・利活用	15
イ 各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善	16
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備	16
(1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備	16
(2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備	17
(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	18
(4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	19
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	20
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	20
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	21
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	22
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	22
第3 公的統計の整備に必要な事項	24
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	24
(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	24
ア 行政記録情報等の活用	24

イ	民間企業等が保有するビッグデータの活用	25
(2)	オンライン調査の推進	26
(3)	報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	27
2	統計の品質確保	28
(1)	統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上	28
ア	統計基準の整備	28
イ	統計間の比較可能性向上	28
(2)	民間委託された統計調査の品質確保・向上	29
(3)	統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	30
(4)	品質確保に向けた取組の強化	30
ア	P D C Aサイクルの確立等	30
イ	統計の重要度に応じた管理	32
3	統計の利活用促進・環境改善	33
(1)	調査票情報等の提供及び活用の推進	33
(2)	政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	34
(3)	統計リテラシーの向上	35
(4)	報告者の理解の増進・公平感の確保	36
(5)	大規模災害発生時等の備え	37
4	統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等	38
(1)	統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等	38
ア	統計部局による広範な支援	38
イ	統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	38
ウ	地方公共団体との連携・支援	39
エ	統計調査員の確保・育成・支援	41
(2)	統計人材の確保・育成	42
(3)	職場風土の確立、職員の意識改革	43
第4	基本計画の推進	44
1	施策の効果的かつ効率的な実施	44
2	各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	45
別表	今後5年間に講ずる具体的施策	47

はじめに

平成19年（2007年）に全面改正された統計法（平成19年法律第53号）に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成21年（2009年）3月に初めて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅰ期基本計画」という。）、さらに、第Ⅰ期基本計画を変更し、平成26年（2014年）3月に平成26年度を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）を策定し、各種施策の推進が図られてきた。一方、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）では、経済統計の整備・改善に向けた喫緊の課題の解決や、統計委員会・統計行政部門の強化を進めるため、基本計画を平成29年（2017年）中に見直し、新たな統計整備方針を確立することとされた。この方針を受けた「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）においても、GDP統計を軸とした経済統計改善、証拠に基づく政策立案（EBPM）推進体制の構築等の統計改革の推進が示されるなど、統計をめぐる社会経済情勢は大きく変化している。

このような状況の下、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である公的統計が、その役割を十分に果たすためには、統計法の目的や理念を踏まえつつ、新たなニーズや社会経済情勢の変化にも留意しながら、政府一体となって取組を進めることが必要である。

このため、統計法第4条第6項の規定に基づき、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、統計委員会の審議を通じた公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することと規定されている基本計画を1年前倒しで変更し、平成30年（2018年）3月に平成30年度（2018年度）を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（本計画。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）を策定した。

その後、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、公的統計に対する信頼回復が喫緊の取組として求められることとなった。これらの事案においては、長年にわたり不適切な処理が継続されたことにより、国民生活に重大な影響を与えた事案のほか、手続的な問題が大部分ではあるものの、当初の計画どおり行われていないものが多数見られるなど、統計行政のガバナンス上の問題が確認された。これを受け、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日）が取りまとめられ、①統計作成プロセスの適正化、②誤り発生への対応、③調査実施基盤の整備等に関する提言がなされた。さらに、統計改革推

進会議統計行政新生部会において、公的統計が、統計部局のみならず、それ以外の政策部局においても多数作成されており、公的統計の品質向上には、統計部局、政策部局を問わず、政府全体としての対応が必要という認識の下、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)として、今後の統計行政の在り方に関する総合的な対策が取りまとめられた。そして、その中では、提言された取組について改革工程表を作成して着実に実行するとともに、特に重要なものについて、第Ⅲ期基本計画を改定して盛り込むことが求められた。

このような経緯を踏まえ、今般、第Ⅲ期基本計画の一部を変更するものである。この変更により盛り込んだ取組には、将来における不適切事案の発生を未然に防止するという、いわば「守り」の強化という意味合いだけでなく、公的統計の作成・提供が、より時代にふさわしいものとなるための変革という積極的意義がある。

今後、政府は、第Ⅲ期基本計画の内容について、新たに盛り込まれた取組も含め、引き続き、着実かつ計画的に推進する。

なお、第Ⅲ期基本計画は、第Ⅱ期基本計画までの基本計画の本文及び別表形式を踏襲し、本文に取組の経緯や必要性、今後の方向性、継続的な取組事項等を、別表に今後講ずる具体的な措置・方策、担当府省等を記載している。

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

公的統計は、「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making。以下「EBPM」という。)を支える基礎であり、行政における政策評価、学術研究及び産業創造に積極的な貢献を果たすという役割が求められている。

第Ⅱ期基本計画においては、この要請に応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成・提供するため、①統計相互の整合性の確保・向上、②国際比較可能性の確保・向上、③経済・社会の環境変化への的確な対応、④正確かつ効率的な統計作成の推進及び⑤統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進を施策展開に当たっての基本的な視点と位置付け、これらの視点に重点を置いた各種の施策を推進することにより、「公的統計の有用性の確保・向上」を目指すことを基本的な方針としている。

各府省では、これらの視点を踏まえ、①経済構造統計(基幹統計)を軸とした産業関連統計に関する新たな枠組みの構築、②国民経済計算(基幹統計)の2008 SNA^(注1)への対応や、国際労働機関(ILO)における就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応、③「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)の作成、④統計調査におけるオンライン調査の推進、⑤「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)にプロセス保証^(注2)を導入する改正等、おおむね計画に沿った取組を進めているものの、公的統計の作成及び提供を取り巻く環境は、統計調査の実施や統計リソース(予算・人員)の確保等を含め、一層厳しさを増している。

このような状況の中、「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定。以下「基本方針」という。)においては、より正確な景気判断のため、GDP統計に用いられる基礎統計の改善やGDP統計の加工・推計手法の改善等の具体的取組とともに、第Ⅱ期基本計画の前倒し改定の方針が示されている。

また、基本方針に基づいて開催された統計改革推進会議による「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終取りまとめ」という。)においては、EBPMと統計の改革を車の両輪として一体的に推進するため、その基盤となるユーザーの視点に

(注1) 平成20年(2008年)から21年(2009年)にかけて国際連合統計委員会において採択された国民経済計算に関する国際基準

(注2) 統計調査の実施過程の効果的な管理に関する取組

立った統計システムの再構築と利活用促進、報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化及び基盤強化を含む抜本的な統計改革の方針が示されており、これらの改革方針の早急な具体化及び実行が求められている。

こうした社会経済情勢の変化や統計ニーズに応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成・提供するためには、第Ⅱ期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点を、より一層重点化・明確化することが必要となっている。また、基本的な視点は、第Ⅲ期基本計画に掲げる取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことにも留意が必要である。

加えて、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会。以下「再発防止策」という。）や、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会。以下「総合的対策」という。）の提言を踏まえた新たな取組も必要となっている。

このため、第Ⅲ期基本計画においては、統計委員会における司令塔機能を強化することに加え、統計に関する専門人材を有する組織が、それ以外の組織を支援しながら、政府一体となって最終取りまとめ等で示された統計改革及び総合的対策等で示された品質の高い統計の継続的提供の実現に取り組むとともに、統計法（平成19年法律第53号）における重要な目的でもある「公的統計の有用性の確保・向上」に向け、以下の1～5の視点に重点を置いた各種施策を推進するものとする。

なお、第Ⅲ期基本計画の改定により盛り込まれた事項を含め、総合的対策で示された取組については、改革工程表を作成し、実行するものとする。

1 EBPMや統計ニーズへの的確な対応

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定。以下「官民データ活用推進基本計画」という。）においては、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針が定められ、統計データ等を積極的に利活用して、EBPMを推進する必要があるとされている。

このような状況の中、社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供に当たっては、統計調査の企画、設計等において、外部の声を把握し、それに対応することにより、報告者の負担軽減に配慮した改善を図っていくことが求められている。

このため、これまでも個別の調査ごとに行われてきた統計ニーズや、報告者の声（提案）の把握を経常的かつ横断的に実施する仕組みを再構築し、把握された提案への対応状況を統計委員会及び総務省においてフォローアップする。

また、E B P Mの推進に当たっては、統計等データ^(注3)の整備・改善が必要不可欠なことから、統計委員会の「評価分科会」等による第三者評価に加え、各府省におけるP D C Aサイクル（第3の2（4）アを参照）などによる統計作成プロセスの不断の見直し等を通じ、統計ニーズを可能な限り反映した統計の作成・提供を進める。

2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進

国民経済計算は、より正確な景気動向の把握はもとより、経済状況のふかんや国際比較といった観点からも極めて重要な指標であり、同時に、各種経済統計を横断的・体系的に整備するための基本的な概念や枠組みを提供する役割を有している。

このような国民経済計算について、最終取りまとめにおいて、精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を横断的・体系的に整備するという、第Ⅱ期基本計画よりも踏み込んだ考え方が示されており、この新たな考え方の下で、統計委員会を中心に、関係府省が一体となってその具体化を図ることが重要となっている。

このため、国民経済計算について、5年ごとに経済構造を詳細に把握して推計する基準年における推計及びその補間年・延長年における推計において、供給・使用表（Supply and Use Tables。以下「S U T」という。）体系へ移行することを目指し、この移行に向けた検討と準備を関係府省が一体となって推進し、その精度向上を図る。

このS U T体系への移行に向けては、ビジネスサーベイ（仮称。以下同じ。）の枠組み^(注4)の下で、報告者負担の抑制にも留意しつつ、サービス産業に係る統計調査の統合、商業統計調査（基幹統計調査）及び工業統計調査（基幹統計調査）の改善等を一体的に実施する。これに伴い、事業所母集団データベースに収集したデータにより、経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の中間年における経済構造統計の作成・提供を開始するとともに、統計調査による把握が困難な業種については、行政記録情報等の活用を積極的に検討する。

(注3) 統計、調査票情報等及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報

(注4) 統合・拡充したサービス産業関連統計調査、年次化した商業統計調査、工業統計調査等により構成される国民経済計算の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

また、建設、不動産、医療、介護及び教育の5分野に代表される、上記取組によっては解決できない個別分野の問題解決に取り組み、段階的な改善を図る。

さらに、関係府省が連携して、関連する経済統計や企業を対象とする統計調査の在り方の検討や、行政記録情報等・ビッグデータ^(注5)を含む民間データの活用に関する研究を実施する。

3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上

グローバル化の進展は、資本や労働力などの経済活動にとどまらず、情報や文化などの社会の様々な面に影響を及ぼしており、施策上のニーズに応じて、その実態を的確に捉えることに加え、国際基準への寄与などを通じ、統計に関する国際比較可能性を向上させることが重要となっている。また、統計基準等の設定や見直しを適時・的確に行うことにより、統計相互の整合性・比較可能性の確保・向上を図ることは、統計の有用性の向上を目指す上でも重要であり、統計委員会を中心に、府省一体となった取組の強化が必要である。

このため、国際通貨基金（IMF）が設定する「特別データ公表基準（以下「SDDS」という。）プラス^(注6)」について、未対応の項目の公表を目指すとともに、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）のグローバル指標の対応拡大に取り組む。

また、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）については、国際連合統計部が「ジェンダー統計作成マニュアル」において、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘している。国内においても、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定。以下「SDGs実施指針」という。）において、ジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められている。これらの施策上のニーズを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進する。

(注5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量の民間企業が保有するデータ

(注6) SDDS (Special Data Dissemination Standard) プラスとは、IMFが定める経済・金融データに関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、参加条件である金融健全性指標や債務証券など5項目の公表に対応し、平成28年（2016年）4月に参加したが、移行期間である5年以内に、現時点で対応未了となっているその他の項目についても、過去5年分のデータを指定された形式で公表し、完全履行を達成する必要がある。

さらに、障害者統計については、平成29年度（2017年度）中に閣議決定を予定している第4次障害者基本計画に、その充実を図ることを盛り込むべく検討が進められている。また、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めており、同条約の第1回日本政府報告では、データ・統計の充実を課題として掲げ、改善に努める旨を記載している。これらの施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実を図る。

あわせて、SUT体系への移行に向けた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の必要な改定や生産物分類の構築など統計基準の整備に取り組むほか、地域区分等の表章区分の標準化を図るなど、統計相互の整合性の向上を図る。

4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

社会全体における統計データの利活用推進を図るためには、情報通信技術（以下「ICT」という。）の進展に合わせて、利活用基盤の整備・強化を図るとともに、統計データを利活用可能な形で提供することが重要である。また、調査票情報等の提供及び活用^(注7)は、調査実施者やデータ保有者等が想定していなかったニーズへの対応を可能とするなど、既存のデータの有効活用を図る取組であることにも留意が必要である。

このため、政府統計の総合窓口（以下「e-Stat」という。）の利便性の向上を図るため、e-Statへの登録データの拡大を進めるとともに、ユーザーのニーズを踏まえた機能強化を推進する。

また、調査票情報等の提供及び活用を推進するため、オンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組むとともに、提供及び活用に関するワンストップサービス（一元的な申出受付・提供等）の構築を図る。あわせて、オンサイト利用を中心に、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について検討する。

さらに、オーダーメイド集計や匿名データの提供については、ユーザーのニーズを考慮し、提供内容の充実を図る。

5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化

国民経済計算を軸とした経済統計の改善等の府省横断的な統計整備を始めとする第Ⅲ期基本計画に掲げる課題の実現を図るためには、取組に必要な

(注7) 統計法第3章に規定する①調査票情報の二次利用（第32条）、②調査票情報の提供（第33条）、③オーダーメイド集計（第34条）及び④匿名データの作成及び提供（第35条及び第36条）の総称

なりリソースを確保する一方で、既存リソースを再配分・最適配置することも重要となる。また、統計委員会を中心として府省間の連携を一層強化することに加え、統計分野の専門人材を有する組織が、それ以外の組織を支援しながら、協働して課題に取り組む仕組みを取り入れることも必要である。

このため、統計委員会を中心に、国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースを計画的に確保する。また、総務省の統計部局^(注8)が、各府省における統計の作成を横断的に支援するとともに、各府省の統計部局も、府省内の統計作成を支援することとするほか、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者（統計データアナリスト・統計データアナリスト補。第3の4（2）を参照）の確保・育成等を推進する。さらに、EBPMの実践や推進、統計の作成・提供等に携わる人材層の総合的な構築のために必要なリソースを確保するため、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会）に基づき、若手研究者等外部人材の活用のための国の統計部門の組織・人事運営上の課題の改善、地方公共団体との人事交流、統計研修の充実・強化を図る。このほか、地方公共団体を経由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に取り組みるとともに、地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するために必要な支援を行う。

また、第Ⅲ期基本計画に基づく様々な取組を推進することにより、政府として統計に関する官民コスト（統計の調査実施者及び作成者、報告者、ユーザーの作業等に要する時間コストの合計）を3年間で2割削減する。

さらに、連携強化の基盤として、各府省内又は政府全体の統計を取りまとめる事務責任者を、統計委員会の下に置く幹事として任命し、幹事が統計委員会と各府省との間の緊密な調整等を行う体制を整備する。各府省の幹事は、自府省の統計部門の総括責任者として統計委員会に参画するとともに、自府省の各部局に対して必要な連絡・調整や指導等を行うことが必要である。

(注8) 総務省政策統括官（統計基準担当）、統計局及び統計研究研修所を指す。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

国民経済計算は、国際基準にのっとり、一国全体の経済の動向をフロー及びストックの両面から包括的かつ整合的に記録するものである。より正確な景気動向の把握はもとより、経済状況のふかみや国際比較といった観点からも極めて重要な指標であり、同時に、各種経済統計を横断的・体系的に整備するための基本的な概念や枠組みを提供するという役割を有している。

このような考え方は、第Ⅰ期基本計画において明示され、第Ⅱ期基本計画においても引き継がれているものの、いずれにおいても「国民経済計算と一次統計との連携の必要性」、「両者が連携することが必要」という整理にとどまっていた。

しかしながら、最終取りまとめにおいて、国民経済計算を軸として経済統計の改善を図る、すなわち、国民経済計算の精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を横断的・体系的に整備するという更に踏み込んだ考え方が示された。

この新たな考え方の下、我が国では、国民経済計算の基盤となる産業連関表（基幹統計）をSUT体系へ移行するとともに、当該体系の下に作成される「基準年SUT」から国民経済計算を直接推計する形に変革するという大改革を推進する。その大改革の到達地点である「新たな推計体系」の下では、国民経済計算とその推計に利用する基礎情報との対応関係が一層明確になり、関連経済統計の更なる体系的整備も可能となる。

(1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実

この抜本的な改革を進める上では、統計委員会を中心に、国民経済計算自体の加工・推計方法の改善と、経済統計の整備・改善とを一体として行うことが不可欠であり、以下の取組を重点的に実施する。

ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等

- (ア) より正確な景気判断に資する経済統計の整備・改善に当たっては、四半期別GDP速報（以下「QE」という。）を始めとした国民経済計算の四半期推計の精度向上を図る観点から、経済産業省生産動態統計（基幹統計）、サービス産業動向調査（月次調査部分）、家計統計（基幹統計）、法人企業統計（基幹統計）、建設総合統計、消費者物価指数、毎月勤労統計（基幹統計）など、国民経済計算の

四半期推計に用いられる統計・統計調査を中心に、月次・四半期の基礎統計を改善する。なお、その際、国民経済計算と加工統計を含むその基礎統計の遡及期間との整合性や、報告者負担の抑制についても十分に留意する。

- (イ) 国民経済計算におけるQEの1次速報と2次速報との改定幅を縮小していくことが求められている。このため、四半期別法人企業統計調査をQEの1次速報に利用可能となるよう一部早期化する可能性について、経済界の協力を得つつ関係府省が一体となって検討する。あわせて、QEと年次推計との改定幅の縮小に向け、QE推計から年次推計に至るそれぞれの段階で利用される基礎統計におけるデータの差異を縮小するため、主に経済産業省生産動態統計調査、サービス産業動向調査（月次調査部分）について、所管する関係府省が一体となって改善策を検討する。さらに、これらを含む基礎統計の改善を踏まえつつ、四半期推計における需要側統計と供給側統計の統合比率の見直しを含め、国民経済計算の加工・推計手法の改善を不断に推進する。
- (ウ) 生産面・分配面の四半期速報を参考系列として公表することについては、第Ⅱ期基本計画において、平成23年基準改定後できるだけ速やかな対応が求められており、その実現に向けた具体的な方法を精査し、早期に結論を得る。
- (エ) 以上の取組に加え、実質値の精度向上を図る観点から、現行推計では必ずしも十分に対応できていない医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法等について、包括的な研究を推進するとともに、市場取引価格ベースによる建設や小売サービス（マージン）の価格の把握について、研究とその活用等に向けた実証的な検討等を進める。

イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備

- (ア) 国民経済計算の年次推計は、おおむね5年ごとの「基準年推計」と基準年の推計値を元に各年で補間・延長する「補間年・延長年推計」（以下「中間年推計」という。）とに分けられる。このうち、基準年推計は、経済構造を詳細に反映するため、経済センサス-活動調査の結果を用いておおむね5年ごとに作成される産業連関表を基礎としている。この産業連関表について、国際的な主流であるSUT体系に移行し、基準年SUTを直接作成していく。これにより、国民経済計算の基準年推計において、生産側GDP（産業別付加価

値)の直接推計が可能となるため、その投入構造の把握がより正確になる。

また、中間年推計においても、基準年SUTを直接補間・延長して年次で作成される「中間年SUT」を推計することにより、基準年に直接把握した投入構造を整合的に反映した生産側GDPが得られる。

この新たな推計体系への完全移行は、令和12年度(2030年度)を最終年度とする長期プロジェクト^(注9)であるため、計画的かつ着実に、関連する検討・検証作業を推進していくことが不可欠である。第Ⅲ期基本計画期間中は、一定の客観的なルールに基づき基準年SUT及び産業連関表の基本構成を早期に固めることや、基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様の概念に基づく「シームレス」な設計とすることなどの大枠の課題、さらに生産物分類の整備等について、理論及び実務の両面から検討を進め、次の段階へと確実につなげる。

- (イ) 後述(2)のとおり、中間年SUTの精度向上の観点等から、サービス関連統計調査の統合・拡充や商業統計調査の年次化等を中心としたビジネスサーベイの枠組みの創設や、それら以外の業種別統計調査等に係る整備・改善も計画されている。こうした基礎統計を利用した中間年SUTを適切に反映する形で、国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上を図ることが不可欠である。
- (ウ) 建設、不動産、医療、介護及び教育の5分野に代表される、上述の新たな推計体系への移行やビジネスサーベイの枠組みの創設等によっては解決できない個別分野の課題解決も重要である。建設・不動産分野では、工事実施額、工事進捗パターン、補修工事、一部の不動産の仲介手数料・販売マージンなどに改善の余地がある。同様に、医療・介護分野では、中間年推計に必要となるデータの一部が得られていない。また、教育分野では、中間投入構造の把握が不十分である。これら課題の解決は、国民経済計算におけるGDPの改定幅の縮小や、より精度の高い計数の把握の観点からも重要である。このため、これらの5分野に関しては、主管府省が中心となって、

(注9) 主なスケジュールは、令和2年(2020年)産業連関表(令和6年度(2024年度)公表予定)ではサービス分野を対象に、令和7年(2025年)産業連関表(令和11年度(2029年度)公表予定)では全産業を対象にSUT体系に移行することとしている。さらに、これを踏まえ、令和12年(2030年)に予定される国民経済計算の基準改定において、全産業の直接推計による基準年SUT・中間年SUTの構築に取り組むこととしている。詳細は、最終取りまとめ参考資料P.5「生産面を中心に見直したGDP統計への整備スケジュール」を参照

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_sankou.pdf)

具体的な課題を特定した上で、推計手法の改善や基礎統計の整備などの検討を順次進め、段階的に改善を図る。

ウ 国際比較可能性の向上等

- (ア) 国民経済計算及び産業連関表の国際比較可能性を一層向上させる観点から、国民経済計算の次回基準改定において、最新の国際基準である2008 SNAに準拠し、映画、音楽などの娯楽・文学・芸術作品の原本の総固定資本形成としての計上を目指す。また、平成27年産業連関表において、自社開発ソフトウェアや研究開発を総固定資本形成として計上することを検討する。さらに、国民経済計算におけるリースの区分についても、国際基準と整合的となるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、推計方法を検討する。
- (イ) 国民経済計算の新しい国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際的な議論への積極的な参画を図る。具体的には、国際的な動向を踏まえつつ、これまで把握することが困難であった新分野の取り込みなどについて理論的・実務的な研究を推進し、国際会議において積極的に意見を表明する。

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

経済構造統計は、第Ⅰ期基本計画において、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを通じて、国民経済計算を始めとした諸統計の精度を向上させ、国民の様々な意思決定や政策決定に有用な情報を提供する重要な統計と位置付けられた。また、経済構造統計を作成するため、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）に基づき、関連統計調査の廃止・中止・統合を進め、関係府省の協力も得て、平成21年度（2009年度）に経済センサス - 基礎調査（総務省所管。基幹統計調査）を、23年度（2011年度）に経済センサス - 活動調査（総務省と経済産業省の共管）を、それぞれ創設・実施することとした。

第Ⅰ期基本計画では、国民経済計算の精度向上を図る観点も踏まえ、経済構造統計と密接に関係する主要な産業関連統計との関係、調査事項の在り方等を改めて検討するとの課題が盛り込まれたものの、その検討途上において、経済構造統計を取り巻く環境が大きく変化したこともあり、検討すべき課題の再整理が必要となった。

以上のような経緯から、第Ⅱ期基本計画においては、「経済構造統計を中心とした新たな枠組み」の検討や、国内総生産に占める割合が約7

割で推移しているサービス産業を中心とした「第3次産業」の動向をより正確に把握する統計整備などの諸課題の解決に向け、関係府省が一体となって取り組むことが盛り込まれ、平成29年（2017年）3月にその検討結果が取りまとめられた。なお、その一部は、基本方針や最終取りまとめにも反映されている。

このため、関係府省は、今後、この検討結果を基に統計ニーズや社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、一体となって以下の取組を推進し、統計改革の実現を目指す必要がある。

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

- (ア) 経済構造統計の「基準年」については、経済センサス - 活動調査において、全ての事業所・企業等を対象に、同一時点で網羅的にその活動を把握し、その結果から全国及び地域別の経済構造を明らかにした統計を5年ごとに作成・提供する。また、報告者の負担軽減、実査の現状等にも留意しつつ、KAU（Kind of Activity Unit）概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、関係府省が一体となって検討する。

なお、令和3年（2021年）以降における経済センサス - 活動調査の実施に当たっては、前述(1)のSUT体系への移行との整合性や、報告者の負担軽減及び実査を担う地方公共団体の業務負担の抑制にも留意する。

- (イ) 経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、令和元年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査^(注10)を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査^(注11)に移行することが計画されている経済センサス - 基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等

(注10) 総務省と経済産業省の共管調査（結果集計は、独立行政法人統計センターが実施予定）

(注11) 全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法

も活用し、産業横断的な統計を2年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、前述(1)のビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

- (ウ) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）結果等における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを集計したデータ活用を検討する。

イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備

- (ア) サービス産業に関わる統計整備を推進するためには、サービス産業の構造を明らかにする上で重要な付加価値等をサービス産業全体で把握することが重要である。

このため、総務省及び経済産業省は、令和元年度（2019年度）から実施する予定の経済構造実態調査の企画に当たって、国民経済計算の精度向上や報告者負担の抑制にも留意しつつ、内閣府とも連携し、よりの確な付加価値の把握や基幹統計調査とすることを目指す。また、経済構造実態調査については、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、調査事項等の見直しを実施する。

- (イ) 総務省及び経済産業省は、QEの精度向上や第3次産業活動指数の更なる有用性の向上を図る観点から、サービス産業動向調査（月次調査部分）及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、遅くとも令和4年（2022年）末までに結論を得る。
- (ウ) 令和元年度（2019年度）から実施予定の経済構造実態調査については、費用項目を把握する必要があることから、一部事業所も対象に実施されるものの、主として企業を対象とした統計調査として実施されることが想定される。

このため、関係府省は、報告者負担の抑制を図る観点から、経済構造実態調査と、産業横断的に企業の活動実態を把握する経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）及び法人企業統計調査（基幹統計調査）並びに業種別に企業の活動実態を把握する建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。

また、関係府省は、企業活動の変化をよりの確に把握・提供する観点から、第1段階として、事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項の設定を図った上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、第2段階として、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計の整備を検討する。

(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

関係府省は、前述(1)及び(2)の国民経済計算体系を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備を図るため、一体となって、その基盤となる以下の取組を推進する。

ア 事業所母集団データベースの整備・利活用

統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会等により整備された事業所母集団データベースは、事業所・企業等を対象とする各府省の統計調査において、母集団情報として活用されており、報告者負担の軽減や効率的な統計作成に重要な役割を担っていることに加え、前記(2)の中間年経済構造統計及び企業統計の作成・提供においても中核的な機能を果たすことが期待されている。

このため、総務省は、名簿情報の整備を目的とする経済センサス・基礎調査について、5年に一度、事業所・企業等の所在等を把握する調査手法から、令和元年度（2019年度）からのプロファイリング活動及びローリング調査への移行や、公営事業所の把握の充実を進める。

総務省は、関係府省とも連携し、この事業所母集団データベースの整備・充実に当たり、法人番号の把握・活用を推進するとともに、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報等や民間データの活用に加え、行政記録情報等やローリング調査の確認結果を活用するなどして、法人企業統計の母集団名簿の企業数とのかい離解消に取り組む。

さらに、総務省は、関係府省と連携して事業所母集団データベースの有用性を高めるための方策等を検討するとともに、経済統計のカバレッジの拡大に寄与するため、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた法人・事業所等の母集団情報の提供・活用に取り組む。

また、各府省は、事業所・企業等を対象とした統計調査については、個々の調査の特性を考慮しつつ、事業所母集団データベースの最新情報を使用することを原則とする。

イ 各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善

統計利用者の利便性の向上、また、事業所母集団データベースを活用した中間年経済構造統計や企業統計の提供に当たっては、事業所・企業対象の統計調査における定義の統一等が重要となっている。

このため、第Ⅱ期基本計画に基づいて策定された「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、令和元年（2019年）10月に予定されている消費税率の10%への引き上げや軽減税率の導入などの社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、その適用の拡大に取り組む。さらに、関係府省は、一次統計調査における税抜額記入への統一の可否等の検討などを連携して推進する。

また、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）について、実査可能性に関する検証結果等を踏まえつつ、その改定や適用の拡大に取り組む。

2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

我が国では、本格的な人口減少社会を迎えるとともに、厳しい財政事情の中、社会経済情勢の様々な変化を的確かつ迅速に捉えた統計を整備し、各種施策の立案や効果検証に活用することが重要となっている。また、こうした統計の整備・改善に当たっては、報告者の負担軽減や効率的な統計作成に加え、前述1の体系的な整備という観点にも留意する必要がある。

このため、担当府省を中心に、関連する府省の協力を得て、以下の取組を重点的に実施する。

(1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備

我が国の人口は、戦後一貫して増加傾向にあったが、平成17年（2005年）には戦後初めての減少となり、その後、20年（2008年）をピークに減少に転じ、23年（2011年）以降は一貫して減少を続けており、本格的

な人口減少社会を迎えている。また、生産年齢人口割合（15～64歳人口の総人口に占める割合）は平成4年（1992年）をピークに低下を続けているのに対し、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は一貫して上昇が続いており、25年（2013年）には25.1%と4人に1人を上回るなど少子高齢化が進んでいる。こうした人口減少は、我が国経済に影響を与える可能性がある。すなわち、少子高齢化による生産年齢人口の減少は、労働投入の減少につながり、医療・介護サービスなど一部の分野で国内需要を拡大させる一方、多くの分野で国内需要の縮小要因となるばかりか、地域社会や都市機能の維持にも影響を及ぼすものと考えられる。

このような状況の中、人口やそれを取り巻く社会の構造変化等をよりの確に把握する上で、国勢調査（基幹統計調査）及び国民生活基礎調査（基幹統計調査）の重要性はますます高まっている。このため、両調査については、これまで実施してきた取組に加え、地方公共団体における業務負担の軽減にも留意しつつ、調査方法等の更なる改善・効率化や、広報・情報提供の充実等を推進する。

また、人口動態調査（基幹統計調査）についても、集計の充実等に取り組んでいるところ、地域の特性に応じた地方別集計の充実を求めるニーズに対応し、外国人が一定規模以上居住する市区町村における集計可能性に関する検討を推進するとともに、調査票情報の更なる提供拡充やオンライン報告システムの充実等に取り組む。

(2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備

人口減少・少子高齢化を迎える中、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太2017」という。）においては、一億総活躍社会を実現する際、教育が果たすべき役割は極めて大きいものと位置付けられ、①人材投資の抜本強化、②教育の質の向上等及び③リカレント教育等の充実に関する施策が掲げられている。

また、中央教育審議会においては、①人口減少・高齢化の進展、②急速な技術革新、③グローバル化の進展と国際的な地位の低下、④子供の貧困など社会経済的な課題等を踏まえ、「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）の改定作業が進められており、あわせて目標の進捗状況を把握するための指標の設定が検討されている。

このような状況の中、学校関連統計の基盤と位置付けられる学校基本調査（基幹統計調査）については、施策上のニーズを踏まえた調査事項の改善や情報提供の充実等が求められていることから、①より詳細な分

析に向けた調査事項の充実・見直し、②関連統計調査との調査事項の重複是正による負担軽減、③卒業生の就職状況のよりの確な把握等について実施するとともに、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能な調査統計システムへの変更を検討する。

また、統計調査や行政記録情報等を活用して、世帯の収支状況と進学・就職状況との関係を把握・分析することも重要である。その一環として、21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）については、施策上のニーズを踏まえて調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。

さらに、学校保健統計調査（基幹統計調査）については、報告者の負担抑制にも留意しつつ、基幹統計としての更なる有用性の向上を図るため、利活用の実態及び統計ニーズを踏まえて調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を精査するとともに、データの収集・保管等を含めた調査計画全般の改善を検討する。なお、検討に際しては、調査票情報等の提供にも留意する。

また、社会教育調査（基幹統計調査）及び児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査についても、調査負担に対する関係者の理解を得つつ、継続的な改善に取り組む。

(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、骨太2017においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に従って、①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、②長時間労働の是正、③柔軟な働き方がしやすい環境整備、④病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進、⑤外国人材の受入れ等の施策を府省の枠を超えて推進することが求められている。

このような状況の中、労働関連統計については、国際基準に対応した新たな指標の作成・提供や、調査事項の見直し等に努めているものの、働き方改革の推進や評価等を行う上で、重要性がますます高まっており、調査事項を一層的確なものとするための改善や提供情報の充実等に関係府省が一体となって取り組むことが重要である。

このため、世帯を対象とする主要な月次の動態統計を作成するための調査である労働力調査（基幹統計調査）については、「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う時系列比較に当たり留意すべき点や、未活用労働に関する各指標等の情報提供の充実に向けた取組を推進するとともに、統計利用者の更なる利便性の向上に資する観点から、事業所を対象

とする主要な月次の動態統計を作成するための調査である毎月勤労統計調査（基幹統計調査）と連携し、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を明確にするなど、情報提供に関する方法の工夫や充実を図る。

また、構造統計を作成するための調査においても、世帯を対象とする就業構造基本調査（基幹統計調査）について、育児・介護が就業に与える影響をよりの確に把握するための調査事項の検討等を促進する。さらに、事業所を対象とする賃金構造基本統計調査（基幹統計調査）について、①毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討結果を基にした情報提供の充実、②個人票を中心とした匿名データの提供の検討、③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、④調査の効率化に向けた調査方法の見直し、公表の更なる早期化等の諸課題の解決に向けた検討を推進する。

さらに、船員労働統計調査（基幹統計調査）については、平成29年度（2017年度）中に見直した第一号調査の標本設計における層別区分（用途別及び総トン数別）を、30年度（2018年度）調査から適用する。また、船舶を単位とする現行の標本設計について、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討し、早期に結論を得るとともに、産業構造や船員の雇用環境等の変化を踏まえ、基幹統計調査としての在り方も含めた抜本的な見直しを検討する。

(4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備

農林水産統計については、農林水産行政の変化に対応し、基幹統計調査を始めとして、報告者負担の軽減や調査の効率的な実施にも努めながら、必要な統計の整備を進めている。

一方、骨太2017においては、攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、農山漁村を次世代に継承し、農業者の所得向上等を図るため、構造的な問題を解決していくことが掲げられている。具体的には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成29年12月8日改訂）や同プランを踏まえた各種基本計画に基づく農林水産施策の着実な推進を図るため、統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められている。

このため、農林水産統計の整備に当たっては、引き続き報告者負担の軽減や調査の効率的な実施等に留意しつつ、関連施策の展開に必要な農林水産業の構造や担い手層の経営収支の変化、流通構造の実態等をよりの確に把握する観点から、調査事項や提供情報の充実等を推進する。ま

た、農林業センサス（基幹統計調査）と経済センサス - 活動調査により他産業から農林業への参入・連携状況等の把握・分析をするための新たな統計作成や、様々な形態の経営体の実態を把握するため、農業経営統計調査（基幹統計調査）の調査対象区分の見直しなどに向けた検討・検証を実施する。

(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備

環境に関する統計について、関係府省は、廃棄物等に関するデータの精度向上などの取組や、家庭部門のCO₂排出実態統計調査の開始など、第Ⅱ期基本計画に基づく統計整備に努めている。

さらに、環境省を中心とした関係府省庁等が協力して、気候変動に関する国際連合枠組条約（平成6年条約第6号）及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定や、排出・吸収目録（インベントリ）の作成・提出を実施しており、その排出・吸収量に関する統計の集計・算定・公表を行う国内体制の整備やデータの品質保証・管理を通じて精緻な算定を行うためには、家庭部門のCO₂排出実態統計調査の実施等を含め、温室効果ガス排出・吸収量データの更なる充実が必要となっている。

加えて、骨太2017及び未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）においては、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の推進が求められていることから、環境・エネルギー分野の統計整備に引き続き取り組む必要がある。また、国際的な取組である環境経済勘定（SEEA^(注12)）やSDGsへの対応も重要となっている。

このため、廃棄物等循環利用量実態調査の更なる精度向上に向けた検討を行うほか、エネルギー消費統計について、見直し効果の持続性等の検証を行うとともに、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。

(6) 交通関連施策に必要な統計の改善

交通に関する統計については、統計の安定性・連続性に加え、社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等に向け、第Ⅱ期基本計画に基づく輸送貨物品目分類の統一や燃料消費量を把握する統計の精度向上などに努めている。

一方、「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月28日閣議決定）では、将来のニーズに応え得る「強い物流」を実現して

(注12) System of Environmental - Economic Accounting

いくため、輸送モード間の連携・協働（モーダルシフト）による効率化などの各種施策を推進することが掲げられている。さらに、我が国全体のCO₂排出量（電熱配分後）の2割弱を占めている運輸分野における省エネ性能の向上、運行・運航の効率化を進めるとともに、トラックに比べ単位輸送当たりのCO₂排出量が少ない鉄道や船舶へのモーダルシフトを図るなど、地球環境問題にも取り組むことも掲げられている。

これらの施策の推進状況をモニタリングするためには、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減にも留意しつつ、交通統計の更なる整備を行うことが重要となる。

このため、自動車輸送統計調査（基幹統計調査）について、新たな調査手法による調査を開始し、公表事項の充実や数値の安定化方策等の検討に取り組むとともに、港湾調査（基幹統計調査）について、公表時期の更なる早期化、集計事項の充実等の検討を行う。

(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備

不動産に関する統計については、第I期基本計画以降、企業の不動産（土地及び建物）の所有（ストック）等をよりの確に把握するため、関連する統計を統合・整理し、5年周期で法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）を実施するとともに、その中間年における土地取得の動向（フロー）を把握する土地動態調査の実施状況も踏まえ、中期的な観点から整備・検討に取り組んでいる。

このような状況の中、不動産に関する統計の更なる体系的整備を図るためには、報告者の負担軽減にも留意しつつ、法人における土地の所有・利用状況の地域別等の構造的な把握の在り方や、効率的な調査の実施に向けた検討を行うとともに、世帯や公的部門も含めた我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握する統計の整備に向けた課題の整理等に引き続き取り組む必要がある。

このため、5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づく「不動産登記情報の公開の在り方」等についての検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、土地の所有・利用状況の構造的な把握の在り方を含め、調査の効率的な実施に向けて検討を推進する。また、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査^(注13)の作成方法の充実に向けた検証・検討

(注13) 「法人土地・建物基本調査」（国土交通省）及び「住宅・土地統計調査」（総務省）の転写・集計により作成した「世帯土地統計」の総称。両調査のデータを基に資産額も推計

を推進し、具体的な課題の整理を行う。

(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実

観光統計については、第Ⅱ期基本計画に基づき、旅行・観光サテライト勘定（T S A^(注14)）の公表の充実、都道府県の実施する観光入込客統計の精度向上等を通じた整備を推進している。

一方、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）においては、観光による地方創生や観光産業の基幹産業化等が掲げられている。

また、同ビジョンを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）においては、平成30年（2018年）から地域分析に有用な都道府県別の入込客数・消費額に関する統計調査を実施することや、多様化する宿泊形態について、その実態を把握するための方策を検討することに加え、各種観光統計について、地方公共団体や観光関連産業等へ具体的・実践的な分析・活用方法を示す等、施策立案への統計の利活用を推進することが掲げられている。

これらの推進に当たっては、地域を含めた誘客状況及び消費動向をより正確に把握することなど、観光統計の整備・改善に引き続き取り組むとともに、国の地方公共団体等に対する支援・連携も引き続き重要となっている。

このため、既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、推計手法の改善とともに、民間データ等の活用可能性を含めた関連統計の改善や、クルーズ船利用の拡大等旅行形態の変化に対応した統計の改善に向けた検討などを通じ、観光統計の体系的整備を推進する。また、訪日外国人消費動向調査について、精度検証を実施した上で、都道府県別表章に必要な改善の結論を得る。

3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

グローバル化の進展は、資本や労働力など経済分野にとどまらず、情報や文化などの分野に及んでおり、社会に様々な影響を及ぼしている。

そのような中、我が国ではこれまで、①IMFが設定するSDDSプラスにおけるデータ整備、②国際連合統計委員会や経済協力開発機構（OECD）等の国際会議への参加、③独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた統計専門家の派遣、④発展途上国等諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、⑤国際連合アジア太平洋統計研修所（SIAP）の運営

(注14) Tourism Satellite Account

に対する協力等、国際協力の推進に取り組んでいる。

一方、骨太2017及び未来投資戦略2017においては、日本企業の活力を海外展開し、その恩恵を我が国の各地域に取り込み好循環の拡大を図るため、我が国企業の高度技術をいかした海外展開の促進や、技術を有しながらも海外展開に踏み切れなかった中堅・中小企業等の海外展開の支援等が掲げられている。

これらの社会経済情勢の変化や施策上のニーズに適切に対応するためには、公的統計の分野においても、国際基準への寄与などを通じた統計に関する国際比較可能性を向上させるほか、国際連合が掲げるSDGsについては、全244グローバル指標のうち、平成29年（2017年）6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%となっていることからSDGs実施指針に基づき、その対応拡大などに取り組む必要がある。なお、この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。

また、国際経済取引、企業の国際化及び海外事業活動を把握する統計調査の精度向上・情報提供の充実に加え、更なる国際協力・連携に向け、統計委員会を中心に、府省一体となり、国際機関への情報発信などの取組の強化を図る必要がある。

このため、SDDSプラスで未対応となっているデータ公表の実現やSDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、社会保障費用統計（基幹統計）の新たな統計表の作成・提供、有用性向上等の取組を推進する。さらに、関連統計の整備については、企業の貿易取引に係る情報の高度利用、情報提供の充実や海外事業活動のよりの確な把握に取り組む。

また、国際協力等の推進に関して、国際会議等への積極的な参加等の国際貢献の強化、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の情報共有の強化を図る。

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用

行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等を統計の作成に活用することは、統計調査における報告者の負担軽減のみならず、正確で効率的な統計の作成にも寄与することから、各府省における積極的な活用が必要となっている。

一方、これらの行政記録情報等や民間企業等が保有するビッグデータ等は、①法令上の制約や電子化の状況が多様であること、②偏りやノイズなど個々のデータの性質の違いが大きいこと、③データ形式の標準化・統一化がなされていないことなどから、利用可能性の高いもの又は優先度の高いものから個別的・集中的に対応を進めていくことが重要である。

このため、総務省は、最終取りまとめにおいて、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組みを設けることとされていることも踏まえ、産官学連携による会議を開催し、民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定し、関係者の協力を得て集中的に協議することにより利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げるとともに、ビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努めその情報の共有・横展開を促すことにより、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進する。

なお、総合的対策の提言においても、各府省は、行政記録情報を保有する政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装すること、これまで統計作成に用いられてこなかった民間データについて、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行うことが求められており、この提言に掲げられた取組を推進する。

また、各府省は、以下の取組を通じて、行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用の推進に取り組むとともに、それらのデータを適正に管理する。

ア 行政記録情報等の活用

各府省においては、第Ⅱ期基本計画に基づき、①統計調査の企画に

当たっての行政記録情報等の活用可能性の検討、②総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会による基幹統計調査の審議における検討状況の確認、③行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の実施・公表などを通じて、行政記録情報等の利活用の促進を図っている。

一方、基本方針及び最終取りまとめにおいては、①より正確な景気動向の把握や長期的な経済動向の分析、特に、賃金動向等の把握のための補完的な情報として、所得に関する税情報を活用する研究、②報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を統計の作成に転用することを可能とする仕組み等の構築に向けた具体的な検討及び③公開情報や行政記録情報の活用による調査事項の縮減や代替が求められており、関係府省における更なる取組の強化が必要となっている。

このため、総務省は、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を充実させるとともに、諸外国の取組状況も踏まえつつ行政記録情報等の活用に係る研究を基礎・実用の両面から推進する。また、内閣府は、財務省の協力を得つつ、所得に関する税情報を賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用することを端緒として、研究を進める。さらに、総務省は、関係府省と連携し、報告者の同意を得て行政記録情報を調査票への記入に代えるなど統計の作成に活用することや調査票の記入に代えて企業内の既存データの提供を求めることに関する個別具体的な方策を検討する。また、行政記録情報から作成する業務統計について、ユーザーのニーズを踏まえた提供情報の充実等に取り組むことにより、行政記録情報等の利活用の推進を図り、その利活用状況や課題等に関して、統計委員会や各府省との間で情報共有・横展開を進める。

これらの取組に加え、各府省は、引き続き、統計調査の企画に当たって、行政記録情報等の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図るとともに、総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会における基幹統計調査の審議等において確認を経ることを原則とする。なお、この行政記録情報等の活用可能性の事前の精査・検討等に当たっては、各府省の政策立案総括審議官等と連携しつつ、取組を推進する。

イ 民間企業等が保有するビッグデータの活用

官民データ活用推進基本計画において、官民データの利活用に取り

組むこととされている中、公的統計の分野でも、一部の府省において、POS^(注15) データ等の民間企業等が保有するビッグデータを新たな統計指標や分析に活用するための検討が進められている。

一方、基本方針においては、ビッグデータの活用について、①景気動向の把握向上に資するよう考慮し、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努めること、②新たな景気動向把握のための指標として、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発を検討すること、③物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究を推進すること及び④各府省における活用状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的な情報交換を行うことにより、各府省における効率的な活用を努めることが求められている。

このような状況の中、民間企業等が保有するビッグデータの活用にあたっては、偏りなどのデータ特性やデータ形式、企業等からの提供方法などに応じた個別具体的な研究を実施する必要があることから、各府省における取組状況や企業等からのデータ提供の在り方などについて、統計委員会を中心に情報共有を図りつつ、基本方針に掲げられた個別の課題解決に取り組む。

(2) オンライン調査の推進

各府省では、オンライン調査について、第Ⅱ期基本計画に基づき、①調査企画時における導入の検討、②総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に際しての確認、③取組の基盤となる「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）の策定、④モバイル機器携帯型端末も利用可能な「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充、⑤府省間との情報共有・取組への支援等に取り組んだ結果、その導入率は、平成28年度（2016年度）に8割近くに達している。

一方、最終取りまとめでは、オンライン調査の導入早期化及び利用率の向上、これらを促進するための調査システムの利便性向上や、スマートフォン・タブレット端末への対応などが求められている。

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、オンライン調査の導入及びオンライン回答率の向上は、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保への寄与及び統計調査業務の効率化を実現するための有効な手段となって

(注15) 販売時点情報管理 (Point Of Sales)

いる。

このため、各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を引き続き検討することを原則とするとともに、ICTの普及状況を踏まえた「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等に一体となって取り組む。

また、総務省は、統計作成プロセスの改革に取り組む中で、政府統計共同利用システムに課題が確認された場合には、その見直しを検討する。

(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握

公的統計の作成及び提供に当たっては、社会経済情勢の変化に伴い生ずる統計ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応することが公的統計の有用性の向上という観点からも重要である。一方で、統計ニーズに対応するために、報告者に過度な負担を強いることは、統計調査への協力意識の低下、ひいては統計調査の結果精度にも影響を及ぼすこととなるため留意が必要である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、統計ニーズに係るアンケート調査の見直しや、所管統計の改善等に係る統計ニーズの情報共有、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の実施等を通じて、ニーズを踏まえた統計の整備・改善等に取り組んでいる。

一方、基本方針や最終取りまとめにおいては、①政策立案者を含めた定期的な意見交換の場の設置や、改善提案等を組織的に収集・反映する仕組みの構築、②統計委員会における報告者の声の募集と対応案の公表、③EBPM推進委員会・EBPM推進統括官との連携等、④統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意した上での重複等の取扱いに関する議論や調整の促進、⑤統計調査の企画時におけるニーズ把握・反映の原則化が求められている。

このため、総務省は、報告者の負担軽減・抑制にも留意しつつ、社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供を推進するため、各府省やEBPM推進委員会とも連携しつつ、経常的に報告者の声や統計ニーズを把握し、それらへの対応方策の作成・公表を行うとともに、統計委員会を中心に、その対応状況のフォローアップを定期的に行う。また、総務省は、報告者が各府省による統計調査と地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査やアンケート調査等との間の重複等も負担と感じていることに留意し、これらの機関等との議論や調整を促進するため、必要に応じて当該機関等に対する情報提供や連絡等を行

う。

また、各府省における統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズや報告者の声を把握し、その反映を検討することを原則とするとともに、自府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を事前確認することにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応、調査事務の効率化を図る。

なお、総務省は、統計調査の承認手続に係る審査等において、これらの取組のフォローアップを行うことにより、各府省の取組を促進する。また、各府省が行った政策立案総括審議官等に対するデータ確認や事後検証（第3の2（4）アを参照）等の結果も活用することにより、統計調査の承認手続に係る審査等の簡素化・迅速化を図る。

2 統計の品質確保

(1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上

ア 統計基準の整備

統計基準は、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、重要な役割を担っており、その設定や見直しを適時・的確に行うことが必要となっている。

第Ⅱ期基本計画においては、統計法第28条の規定に基づく統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、おおむね5年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討することとしている。

一方、最終取りまとめにおいては、国民経済計算及びその基盤となる産業連関表のSUT体系への移行に向け、日本標準産業分類の見直しや、生産物分類の段階的な構築が求められている。

また、シェアリングエコノミーなど企業等における経済活動の多様化に対応するためには、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を把握するなど、経済統計のカバレッジ拡大に取り組むことが必要となっている。

このような状況も踏まえ、統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続きおおむね5年ごとに改定の必要性を検討する。特に、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むとともに、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理する。

イ 統計間の比較可能性向上

各統計の集計結果における地域区分、年齢階級、事業所規模等の表

章区分について、その標準化を図ることは、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図る上で有用である。

第Ⅱ期基本計画においては、年齢や事業所規模等に関する標準的な表章区分の在り方を検討することとされ、基幹統計を中心に現状の精査を実施しているところである。

また、基本方針や最終取りまとめでは、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加することや、統計間で異なっている地域区分の在り方について、ユーザーのニーズを踏まえて検討することが求められている。なお、e-Statにおける主要な地方ブロック別のデータ取得機能の追加については、既に対応済みである。

このため、総務省は、各府省と連携し、更なる現状把握の結果や諸外国の動向等を踏まえつつ、年齢、事業所規模、地域区分等の表章区分の標準化の在り方を検討し、順次結論を得てその適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。ただし、表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図った場合には影響が生じることに留意する。

(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上

公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソースを調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計に係る業務に集中的に投入するとともに、優れたノウハウやリソースを有する民間事業者を効果的かつ適正に活用することが引き続き重要となっている。

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成29年3月3日最終改正）にプロセス保証の観点を追加する改定を行っている。また、総務省では、同ガイドラインに沿った仕様書等の改善などを各府省に促すなどして、民間事業者の適正な活用を図っている。

今後、民間事業者を一層効果的に活用する観点から、統計調査に精通した民間事業者の育成や裾野の拡大等を通じ、官民を超えて統計を支える基盤を構築するとともに、郵送・オンライン調査の手法による実査業務や照会対応業務などの民間事業者が優れたノウハウ等を有する業務については、積極的に民間事業者を活用する。また、適切な履行確認を行

う。

各府省は、統計調査の品質の確保・向上に有効とされる総合評価落札方式及び複数年契約の推進や、民間委託において参考となる事例等を共有するとともに、同ガイドラインに基づく仕様書の見直しやプロセス管理の実現、民間委託業務の事後検証を含めた情報共有に取り組む。

(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、政府共通インフォメーションボードを活用し、統計に関する研究成果を共有する仕組みを構築しているものの、研究開発に対する支援は試行的な段階にとどまっている。

一方、基本方針では、ビッグデータの活用に向けた研究が求められている。また、最終取りまとめでは、情報収集方法の高度化など時々の技術動向を踏まえた研究が求められている。

このため、各府省は、共通的な研究開発の計画・成果について、引き続き情報共有の充実を図る。また、総務省統計研究研修所は、その知見を活用し、高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組むとともに、各府省等への支援を強化する。なお、統計委員会は、各府省における研究開発について、必要に応じて技術的な支援や助言を行う仕組みを構築し、早期に取組を開始する。

また、総務省は、ICTの発展などを踏まえた統計調査の調査方法の高度化を図るため、AI^(注16)の活用など情報収集方法の高度化に関する研究を継続するとともに、無作為抽出により行った調査員調査の結果と、モニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、その結果を統計調査員の業務の重点化に反映する。

なお、より高度な統計技術の研究開発に当たっては、大学等の外部研究機関等との共同研究を積極的に活用することにより、研究の推進及び共通する課題の解決に取り組む。

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等^(注17)

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用（第3の1（1）を参照）やオンライン調査の推進（第3の1（2）を参照）などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一

(注16) 人工知能 (Artificial Intelligence)

(注17) 従前の「統計棚卸し」は、PDCAサイクルなどの新たな取組に統合する。

層厳しさを増す中、報告者の負担軽減（第3の1（3）を参照）や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することがますます重要となっている。

一方で、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、専門的な検証なく担当課室限りの判断で標本設計が変更された事案など、統計調査の基本的枠組みである調査計画のガバナンスにおける課題が確認されたほか、統計作成プロセスにおける品質管理のレベルにも大きな差異があることが確認された。

まずは、品質保証の取組の前提をなす、調査計画に関するガバナンスを確立することが急務である。このため、各府省は、統計調査の実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映するPDCAサイクルの仕組みを整備する。このほか、BPR^(注18)手法による検証や統計監理官^(注19)等による第三者監査^(注20)も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック^(注21)の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック^(注22)等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官^(注23)によ

(注18) BPRとは、Business Process Reengineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構及び情報システムを再設計することをいう。

(注19) 統計監理官とは、統計委員会が定める方針の下、各府省の統計について第三者監査を実施するほか、各府省におけるPDCAサイクルの実施状況やコンプライアンスチェックの実施状況等を点検するとともに、統計研究研修所による支援も受けながら、統計作成プロセスの改善方法や調査計画の技術的審査などの助言を幹事に対して行う者をいう。

(注20) 第三者監査とは、統計委員会が取りまとめる要求事項（品質の高い統計を作成するために行う必要がある事項。以下同じ。）及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う取組をいう。統計の作成府省は、第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

(注21) コンプライアンスチェックとは、調査実施後において、統計調査員による調査の履行状況を、本府省が直接確認する取組をいう。

(注22) エラーチェックとは、想定されるデータの範囲から逸脱した異常値、項目間の矛盾など、設定した検出条件に該当するデータを検出して行う一次的なデータチェックをいう。

(注23) 統計分析審査官とは、再発防止策の提言を受けて、内閣官房統計改革推進室に配置された職員をいう。内閣官房から各府省に派遣され、統計調査の担当者から独立した立場で、各府省における統計の集計プロセスに分析的審査を順次導入するとともに、PDCAサイクルの取組への参画、BPR手法を活用した統計作成プロセスやシステムの改修等の取組への参画、統計の誤りが発生

る分析的審査^(注24)を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。

総務省は、統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。また、透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。さらに、PDCAサイクルの確立等、新たな取組のフォローアップの実施に伴い、統計法第55条第1項の規定に基づく施行状況報告の実施方法の見直しを行う。

また、平成29年度（2017年度）に総務省が実施した統計精度検査（標準検査^(注25)及びオプション検査^(注26)）については、取組を通じて各種の課題が明らかになるなど、その有効性が確認できたところであり、新たな取組の中でも継続的に実施しつつ、各府省は、平成29年度の統計精度検査を通じ明らかとなった課題について、第Ⅲ期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むとともに、総務省はその対応状況のフォローアップを行う。

なお、品質確保の更なる向上に向けては、行政記録情報等の活用（第3の1（1）を参照）や統計に共通する課題の研究（第3の2（3）を参照）等、他の取組との有機的な連携も必要である。

イ 統計の重要度に応じた管理

社会経済情勢の変化に伴い、公的統計において、把握すべき事項や作成方法については、不断の見直しが必要である。しかし、統計リソースが限られる中、全ての統計について、従前と同様の作成方法等を維持することは困難である。

このため、不断の取組として、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを集中して、これを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、統廃合や作成周期の見直しも含めた業務の軽減方策を検討するなど、統計の重要度に応

した場合の再発防止策の指導・助言や作成プロセスの抜本改善の必要性の検討を担うなど、高度な専門性を生かし、結果面からの統計技術的アプローチにより派遣先府省全体の統計の品質を維持・向上させるための業務に従事する。

(注24) 分析的審査とは、利活用を含めた多角的な視点に立ったデータ分析作業を通じてデータの妥当性の確認を行う審査をいう。例えば、集計段階において審査のための特別な統計（詳細地域統計、単位当たり集計等）を作成して異常なデータを検出したり、業界統計や関連統計との比較分析を行うことで当該審査対象統計の妥当性を確認する審査をいう。

(注25) 標準検査とは、各統計の精度に関する情報の公表状況（いわゆる「見える化」の状況）を共通の基準により検査（チェック）するものをいう。

(注26) オプション検査とは、①母集団への適合状況検査、②他統計とのかい離分析、③欠測値検査、④各種シミュレーション検査、⑤総合検査、⑥特別検査により検査（チェック）するものをいう。

じた管理を行う。

また、各府省は、最終取りまとめにおいて掲げられている統計に関する官民コストを3年間で2割削減する目標について、削減計画の策定・実施を通じ、引き続き、その実現を図るとともに、総務省は、進捗状況のフォローアップ・情報共有を実施することにより、その実現を後押しする。ただし、最終取りまとめに基づく統計改革の取組や、再発防止策及び総合的対策を踏まえた新たな取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外とする。なお、統計に関する官民コストの削減に際しては、利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように統計委員会が注視することとする。

3 統計の利活用促進・環境改善

(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進

調査票情報等の提供及び活用は、調査実施者やデータ保有者等が想定していなかったニーズへの対応を可能とするなど、既存データの有効活用を図る取組である。

関係府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①オーダーメイド集計の対象とする統計調査・年次の拡大や利用条件の緩和等に向けた検討、②匿名データを提供する統計調査・年次の拡大、年次追加に伴う手続の簡素化、③オンサイト利用の実用化に向けた検討、④個票データレイアウト等を調査票情報の提供前に申出者が活用できる仕組み・方策の構築、⑤調査票情報等の適切な管理等に取り組んでいる。

一方、調査票情報等の提供及び活用については、基本方針及び最終取りまとめにおいて、①オーダーメイド集計における簡易化や対象統計の拡大を検討すること、②調査票情報の利活用のためのオンサイト施設において、行政記録情報の利活用も可能とすることに加え、当該施設における利用を法的に位置付けることを検討し、その整備を推進すること、③一般の人も利用できる匿名データの提供について、法制面及び技術面から検討し、提供を開始することなどが求められているほか、再発防止策においては、3年以内に、原則として全ての基幹統計調査及びニーズの高い一般統計調査に係る調査票情報をオンサイト施設で提供することが求められており、更なる取組を推進する必要がある。

その後、平成30年の統計法等の改正により、調査票情報等の提供及び活用の拡大について法制面における一定の整備がなされたが、国民・企

業の情報管理意識が高まっている中、調査客体の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用の要望に柔軟に対応していくに当たっては、改正後の統計法の定めを適切に運用しつつ、よりセキュアな環境において、調査票情報等の有効活用に取り組む必要がある。

このため、総務省は、セキュリティレベルの高いオンサイト利用の拡充について、利用拠点数及び利用可能な統計調査の拡充並びに行政記録情報の統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備に取り組むとともに、調査票情報の高度利用の充実や集計結果の正確性の確認・再集計の必要性に対応できるようにするため、全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータについて、独立行政法人統計センターにおいて一元的な永年保管を段階的に進めるための検討のほか、必要な検討を行う。さらに、総務省を始め、各府省は、オンサイト利用を中心に、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について検討を行う。

また、関係府省は、オーダーメイド集計及び匿名データの提供について、ユーザーのニーズを考慮し、提供対象とする統計調査・年次の追加等に引き続き取り組むとともに、利用要件の更なる緩和や、利用促進策等を検討する。さらに、オーダーメイド集計については、より利便性の高いオンデマンド集計の実用化に向けた研究を行うとともに、利用要件や費用等に関し具体例を示すなど利用者に向けた更なる情報提供の充実に取り組む。加えて、匿名データについては、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえた早期の提供に向けた取組を行う。

なお、各府省は、調査票情報等について、引き続き適正な管理を行うとともに、調査票情報を利用した研究成果等について、一覧表示機能や検索機能などにも留意した上で、広く閲覧可能な環境を整備する。

こうした取組に当たっては、個人及び法人の権利利益や、国の安全等が害されることのないようにする。

(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

社会全体における統計データの利活用の促進を図るためには、統計データの利活用に係る基盤の整備・強化を図るとともに、統計データを利活用可能な形で提供することが重要である。

総務省は、第Ⅱ期基本計画に基づき、e-Statについて、API機能^(注27)、地図による小地域分析(jSTATMAP)、統計LOD

(注27) 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式

(Linked Open Data) など統計データの高度利用のための機能強化に取り組んでいる。また、e-S t a tにおける統計情報データベース及びA P I機能を付加した統計データの登録の促進を図るため、①未登録となっている一般統計調査の結果の登録に対する支援、②操作手順の簡素化、③登録用A P I機能の導入によるデータ登録の自動化等を推進している。

一方、最終取りまとめでは、e-S t a tについて、①統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報の検索機能の追加や業務統計の掲載の促進、掲載事務の軽減、②データ検索の利便性向上、③機械判読が可能な形式でのデータ提供、④データ提供の迅速化、A P I機能によりユーザーがデータを自動で取得できる環境の構築等が求められている。また、官民データ活用推進基本計画において、統計データのオープン化の推進・高度化の一環として統計データに関し機械判読に適した形式での提供が求められている。

このため、総務省は、e-S t a tについて、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能を追加するとともに、ユーザーのニーズや、海外の政府及び国際機関の統計サイトの有用な機能を取り入れ、更なる改善を推進する。また、政府の統計データについて、各府省は、e-S t a tへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録することなどにより、統計利用者の利便性の向上を図る。なお、総務省は、各府省におけるデータ登録を促進するための周知徹底や支援を引き続き行うとともに、各府省と連携を図りつつ、調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録に係る業務の効率化を図る。

(3) 統計リテラシーの向上

国民や事業者が統計データをより適切に利用するためには、統計リテラシー^(注28)の向上が必要であり、特に初等教育から高等教育までの各段階における統計リテラシーの向上が重要と考えられる。また、統計リテラシーの向上は、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成にも効果的である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①教員を対象とした「統計指

(API (Application Programming Interface)) で提供する機能
(注28) 統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力

導者講習会」の研修内容の充実、②「ブロック別統計指導者講習会」の開催による研修機会の拡大、③学習ワークブックの刊行、④「データサイエンス・オンライン講座」などの無料学習サイトの開設・充実など統計教育の充実に取り組んでいる。

一方、最終取りまとめでは、統計リテラシーの向上方策として、大学における統計教育との連携・協力や、教育の場を活用した統計調査の必要性・位置付け等の周知強化が求められている。

このため、総務省は、これまでの無料学習サイト・教材等の開発、小・中・高校等の段階別の教員向けコンテンツ等の提供といった取組の充実、教員向けセミナーや児童・生徒向け講座の積極的な開催、統計調査の必要性等を説明した教材の作成・提供に取り組むとともに、関係府省と連携しつつ、高等教育機関との連携・協力を推進し、大学生や社会人向けの講座等の充実及び専門職大学院等への講師派遣を進める。

また、総務省は、地方公共団体による統計教育等を更に推進するため、国及び地方公共団体における統計教育等に関する取組の情報共有・横展開を図る。さらに、既に一部の都道府県において取り組んでいる学生調査員の任用は、統計調査員の確保のみならず、統計調査員業務を経験することによる統計リテラシー向上に資する取組であることから、この取組を一層推進するため、地域の大学と都道府県との連携を促進する。

(4) 報告者の理解の増進・公平感の確保

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査の円滑・効率的な実施や統計精度の向上のためには、報告者における統計調査への理解の増進を図る取組を更に強化するとともに、報告義務が課される基幹統計調査における報告者間の公平感を確保することが重要である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ。平成25年1月31日最終改正）や「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」（平成25年総務省政策統括官（統計基準担当）室）等を踏まえつつ、府省間及び地方公共団体との情報共有や、報告者の理解の増進に取り組んでいる。

最終取りまとめでは、①統計法第15条に基づく立入検査等^(注29)を積極的に行っていくこと、②マンション管理団体等との定期的な協議等を通じた連携の強化、③報告義務や罰則規定の周知を含めた広報の強化等

(注29) 資料の提出の求め、必要な場所に立ち入っての帳簿・書類その他の物件の検査又は関係者への質問

が求められている。

また、共働き世帯の増加（平成27年には22年と比べ約1割増加^(注30)）や、オートロックマンションの増加（平成25年には20年と比べ3割強増加^(注31)）などを踏まえると、特にオートロックマンション等の共同住宅における調査環境の改善が重要となっている。

このため、総務省を中心とする関係府省は、統計調査に協力する報告者の公平感や統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなか得られない場合の対応として、立入検査等を積極的に実施する必要がある。その対象となる統計調査の選定に当たっては、①事業所・企業等を対象としていること、②調査票の未提出による結果の補正等が困難であること及び③母集団情報として利用されるなど他統計調査に多大な影響を与えることを基本とする。対象となる客体の選定については、①継続的に督促を行っているにも関わらず未報告、②数次の調査にわたり継続的に未報告、③組織的な対応として未報告のいずれか又は複数に該当することを基本的な考え方として、当該統計調査の結果への影響度なども勘案し、各調査において具体的に決定するものとする。また、立入検査等の実効性を確保するため、立入検査等の実施に際しては、事前に対象企業等に通知の上、会計担当者など必要な対応ができる者の立会いを求めることや、事後に立入検査等の実施状況を公表することを原則とする。当面の対応として、総務省及び経済産業省は、これらの実施事項等の更なる具体化を図るため、その重要性も鑑み、経済センサス - 活動調査を念頭に検討を進める。

また、総務省及び関係府省は、共同住宅における調査環境の改善を図るため、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換などの取組を行う。

さらに、各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組の推進・強化を図りつつ、実査を担う地方公共団体も含め、非協力者への対応や広報に係る成功事例等について情報共有・横展開を図る。

(5) 大規模災害発生時等の備え

公的統計は、大規模災害等の発生時においても、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。

(注30) 「労働力調査」（総務省）による。

(注31) 「住宅・土地統計調査」（総務省）による。

このような状況の中、第Ⅱ期基本計画に基づき、総務省において「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を策定したものの、各府省における個別の行動計画策定には至っていない。

このため、各府省は、同対応指針に基づいた行動計画の策定に取り組むとともに、総務省を中心に当該行動計画の策定過程での問題点等を踏まえつつ、必要に応じて同対応指針を改定する。

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等

第Ⅲ期基本計画の着実な推進を通じて、統計改革の実現や統計行政の諸課題を解決するためには、統計委員会、総務省及び各府省の統計部局による支援、国・地方公共団体を通じた統計リソースの確保、統計人材の育成等を図ることが不可欠となっていることから、各府省は、一体となって以下の取組を推進する。

ア 統計部局による広範な支援

平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、総務省の統計部局には、統計業務経験や専門性を有する職員が相当数配置されている一方、他府省では、一部の府省の統計部局を除き、統計業務経験者が乏しく、府省内の統計部局による他部局への支援も十分になされていないことが確認された。

これを踏まえ、総合的対策においては、これまで進められてきた統計委員会を中心とする司令塔機能の強化に加え、統計の専門機関である総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが「中央統計機構」として、各府省の統計作成を強力に支援するとともに、各府省の統計部局においても、府省内の統計作成を広く支援しつつ、協働して統計整備を行うことが求められており、これに沿った取組を推進する。

イ 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置

各府省は、第Ⅱ期基本計画に基づき、統計リソースの確保に努めているものの、統計職員の数は、平成25年（2013年）4月1日現在1,990人から29年（2017年）4月1日現在1,895人と、依然として減少傾向にある。

一方、基本方針では、統計関係の予算・機構定員等の抜本見直し・

充実を図ることや、予算の充実・メリハリ、国・地方公共団体の効率的な統計作成の実施体制に向けた見直しを推進することが求められている。また、最終取りまとめでは、①既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、統計改革の確実な実施に必要な統計リソースを計画的に確保することや、②統計リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行うことが求められている。さらに、総合的対策においては、統計部局による他の組織への支援等に対応するため、必要なリソースを確保することが求められている。

このため、各府省は、統計リソースについて、その再配分と最適配置を促進することなどにより、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、GDP統計を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進などの統計改革の実現に必要な統計リソースを計画的に確保する。また、総務省は、この統計リソースの確保を支援するため、統計委員会を中心に、統計リソースを重点化するべき分野等を定める。なお、人的リソースの確保に関しては、専門知識等を有する者を確保するため、産官学の連携を図る。

さらに、総務省は、統計リソースの確保に関し、他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組について、統計委員会等を通じ、引き続き府省間での情報共有を進めることにより、各府省における統計リソース確保の取組を支援・促進する。

なお、独立行政法人統計センターは、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担っている。また、調査票情報等の提供及び活用に関しては、新たな提供形態であるオンサイト利用の推進が前述3(1)で求められていることや、機械判読可能な形式での統計情報の提供が求められていることなどの政府全体の情報提供機能の強化が3(2)で求められていることから、総務省は、これらの取組を着実に推進するため、引き続きそのリソースの確保に努める。

ウ 地方公共団体との連携・支援

地方公共団体は、各府省が実施する統計調査の実査を担うという側面のみならず、地方における統計の利用や普及啓発等に当たっても重要な役割を担っている。このため、各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①調査計画の見直しによる地方公共団体の業務量の軽減及び平準化、②地域別表章の充実・支援、③統計調査事務地方公共団体委託

費の交付対象範囲の見直し等に努めている。

また、最終取りまとめでは、①総務省が策定する地方統計機構（都道府県統計主管課等）における事務の見直しや高度化等を促進するための将来ビジョンを活用して、見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行うこと、②都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の支援、推計・提供方法の在り方を検討し、順次実施すること、③地方統計機構と国の統計機構の人事交流の枠組みを整備すること、④統計研究研修所を活用したオンライン研修の充実、分析事例等を定期的に提供すること、⑤地方統計機構と大学等との連携を強化することなどが求められている。

一方、国・地方公共団体ともに厳しい財政事情の中、都道府県統計専任職員の減少傾向に歯止めがかからない状況となっている。

このため、総務省は、地方公共団体の統計職員の業務の標準化や、その地域の事情等を踏まえた弾力的な人員の配置を支援する。各府省は、民間事業者が優れたノウハウを有する業務を中心に民間事業者を積極的に活用することを含め、報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法の採用を検討するなどして、地方公共団体を経由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組む。

また、総務省を中心とする関係府省は、国が都道府県の統計主管課などに委託する事務等について、地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するため、協力を得られた地方公共団体との試行運用結果を踏まえつつ、当該見直しや高度化等に対する必要な支援を行う。あわせて、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、地方公共団体におけるEBPMの推進を支援するため、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の技術面での支援や推計・提供方法の研究などに取り組む。

さらに、関係府省は、地方公共団体に対する支援等の一環として、地方公共団体の職員と各府省の職員との人事交流を促進し、総務省は、統計研究研修所と連携したオンライン研修の充実や、優れた分析の事例・技術等に関する情報の定期的な提供、地域の大学等との連携に有用な専門家を活用した先進事例の提供や専門家リストの作成・提供等に取り組むほか、研修受講の促進と資質向上を図る一環として、一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、統計データアナリスト等（後述（2）を参照）の資格を付与する。

エ 統計調査員の確保・育成・支援

統計調査員は、統計調査の結果精度の確保に重要な役割を担っているところ、その高齢化が進展する中、業務負担の軽減やその確保・育成が大きな課題となっている。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、地方公共団体と連携し、統計調査員の役割や重要性の周知に努めるとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善、負担軽減等に関する取組を継続的に実施しているが、顕著な効果が現れているとは言えない。

一方、最終取りまとめでは、①統計調査員の能力向上を図るための具体的な方策の検討・実施、②ICTやコールセンター等による調査員の支援、③接触困難な報告者への対応や調査環境改善等を行う体制の整備、④統計調査員でなければできない調査業務へのリソースの集中、⑤オンライン講座などの研修機会の増加・充実などが求められている。

このため、関係府省は、限られた統計調査員のリソースを有効に活用する観点から、事業所・企業等を対象とする統計調査について、調査ごとの特性や事業所母集団データベースの整備状況、結果精度の確保に留意しつつ、PDCAサイクルによる検討結果等も踏まえ、可能な限り郵送・オンライン調査への段階的な移行を検討する。ただし、国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査等については、その結果精度の低下が統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生ずるおそれがあることから、慎重かつ十分に検討する。

また、関係府省は、統計調査を的確に実施し、必要な結果精度を確保する上で、統計調査員が必要不可欠な人材であるという認識の下、地方公共団体と連携しつつ、統計調査員の役割や重要性等に関する周知の充実を図るなど、引き続き統計調査員の確保・育成に取り組むとともに、これに資する処遇改善等に取り組む。

さらに、関係府省は、①学生や生涯学習受講者等の任用に向けた取組の推進、②統計調査員の活動状況の研究・分析等を通じた研修の充実などによる優れた統計調査員のノウハウ等の共有、③オンライン調査に関する研修の充実やICT、コールセンター等を活用した支援などを通じ、統計調査員の業務能力の向上を図り、統計調査員の質や国民の信頼の確保に努める。

(2) 統計人材の確保・育成

統計リソースに限りのある中、統計作成の効率化及び報告者の負担軽減を図りつつ、統計の品質を確保し、統計の利活用促進・環境改善などを推進するためには、個々の職員の能力向上が不可欠である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、人事交流や研修の充実を図るなど、多面的な取組の定着の促進を図っている。さらに、総務省統計研究研修所では、国・地方公共団体や研修参加者等のニーズを踏まえ、研修内容の充実や、多忙な業務の中でも研修に参加できるMOOC^(注32)型のオンライン講座の新設などに努めている。

また、最終取りまとめでは、①国・地方の職員一般を対象とした統計研修の充実・強化を図ること、②人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に職員を派遣し、OJTや研修等を通じた人材育成の枠組みを整備すること、③SUT体系への移行業務を中心とした統計改革の実現に必要な若手研究者等の専門人材を中長期にわたって確保するための円滑化方策を検討することなどが求められている。

さらに、EBPM推進委員会及び統計委員会においては、各府省の統計部門の人材についても、第Ⅲ期基本計画と連動する形で、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」が策定されたところであり、総合的対策においては、高い専門性を有する職員を計画的に育成し、各府省の統計部局に配置して、能力を向上させつつ、当該職員が府省内の他部局における統計の利活用についても支援できる体制を整備することが求められている。

このため、各府省においては、統計改革の取組を後退させることのないよう、策定された人材の確保・育成等に関する方針にのっとり取組を推進する。また、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「統計データアナリスト」（一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者）及び「統計データアナリスト補」（統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者）の確保・育成等を図る。

また、統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計の精度確保を図るためには、欠測値の補完や推計など、統計作成・利用に当たっての高度な統計知識が求められることから、産学の民間専門人材を積極的に活用する必要がある。このため、各府省は、大学の若手研究者等の円滑な確

(注32) 大規模公開オンラインコース (Massive Open Online Course)

保に向け、超過勤務の縮減やフレックスタイム制の活用などにより、公的統計の作成に携わりながら学会における交流や論文作成など研究者としての活動もできるよう勤務環境の整備に努める。また、学会等を通じた周知活動や情報収集、各大学との情報交換や、国の機関での勤務経験を評価する大学に関する情報の提供など、国の統計部門が勤務先の選択肢として若手研究者に認知されるような情報提供に取り組む。

さらに、総務省においては、①ビッグデータ等の活用や、大学等と連携した標本抽出・推定方法等、高度な統計技術の研究・開発の成果などの活用も含めた研修内容の充実・強化、②オンライン講座をより有効に実施できるよう受講者からの質問を受け付けるなど双方向性の確保や、増加する受講希望者に対応するため大量のアクセスに耐え得るシステムの増強、③各府省や地方公共団体に対する講師派遣等を行う。また、総務省は、統計部門の人材育成という観点に加え、EBPMの推進という観点から、統計部門以外の職員に対する統計知識の習得を促すため、統計の作成・利用に必要な理論や分析手法などに関する知識、技能及び統計的思考力の習得を目的とした研修の充実等に加え、国・地方公共団体の職員が広く学習すべき項目の選定や研修カリキュラムの開発、研修機会の拡大などに取り組む。

(3) 職場風土の確立、職員の意識改革

公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える国民共通の情報基盤であり、重要な政策判断や、民間の合理的な経済活動を可能とすることにより、国民生活の向上に大きく貢献している。これまでも、統計作成に関する問題事案が生じた際には、ルールやチェック体制の強化といった方策が講じられてきたが、総合的対策においては、これらに加え、統計に携わる組織・職員が、統計の重要性と社会的影響を認識し、統計の精度を重視するだけでなく、自信と誇りを持って職務を行うことができるような職場風土の確立、職員の意識改革といった組織の体質改善が不可欠であるとされている。

このため、今後の統計行政に係る目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念^(注 33)を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。

(注 33) 総合的対策では、それぞれ「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」及び「統計職員を支える行動理念（統計職員バリュー）」とされている。

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

第Ⅲ期基本計画を実効性のあるものとし、盛り込まれた課題の実現を図るためには、その推進基盤の整備に加え、取組の進捗状況を適時・適切に情報共有し、必要に応じて調整や連携の強化・促進を図ることが重要である。さらに、今後、統計制度の抜本改革の進展に伴い、派生して又は新たに顕在化する様々な課題に対しても、柔軟かつ機動的に対処することも必要である。

このため、既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、総括統計幹事（総務省政策統括官（統計基準担当））及び各府省の統計幹事を構成員とする「統計行政推進会議」を設けるとともに、取組ごとに担当府省を定めている「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」のうち、複数の府省間において、具体的かつ詳細な検討を行う場合には、必要に応じて各府省の実務者を中心としたワーキンググループを設けるなど、機動的に課題解決に取り組む体制を構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。

また、統計委員会においては、統計法第45条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進するとともに、以下のような取組を通じて、第Ⅲ期基本計画に掲げる各種施策の更なる推進や支援等に努める。

- ① 各府省の統計調査計画の企画・設計における統計ニーズの反映状況や、報告者の負担軽減の状況について、毎年定期的にフォローアップする。
また、報告者の声（提案）の募集と、それに対する対応策の公表・対応策の検討状況をフォローアップする。
- ② 各府省の政策立案総括審議官等やE B P M推進委員会からの検討要請に基づく調査審議の結果を、各府省やE B P M推進委員会にフィードバックする。
- ③ 統計の品質に関する要求事項を取りまとめるとともに、統計監理官等が行う第三者監査の実施方針を定めるほか、第三者監査の結果を取りまとめて公表する。
- ④ 統計の品質面や統計作成の技術面等を改革する統計委員会の評価分科会において、先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行う。
- ⑤ 統計の精度に関する情報の開示を徹底するため、開示状況の検査（見える化状況検査）を定期的に行う。
- ⑥ 統計に関する官民コストの削減計画の策定・実施に際して、統計デー

タの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視する。

- ⑦ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。
- ⑧ 行政記録情報や地方公共団体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、技術的・中立的観点から支援する。
- ⑨ 「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成30年4月27日E B P M推進委員会・統計委員会）に関し、E B P M推進委員会の求めに応じて意見を述べること等を通じて、統計等データの利活用の一層の推進を図る。

なお、統計委員会の委員等の構成について、バランスのとれた審議を確保するため、専門知識を有する者や作成者・報告者・ユーザーの声を代表する者が確保されるよう措置する。

2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、社会の情報基盤としてあらゆる分野に係るため、政府における各種法定計画等においても、必要に応じてE B P Mの推進や国際比較可能性の向上の観点から、それぞれの分野における統計の整備に関する事項が掲げられており、統計に関する課題の解決に向けて各府省が連携した取組を行う必要がある。

また、統計委員会の機能強化や調査票情報等の提供及び活用の拡大等、統計関連法制の見直しも検討されている状況にある。

このため、第Ⅲ期基本計画の推進に当たっては、統計関連法制の見直しの動向も踏まえ、各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意しつつ、政策の信頼性及び客観性の確保に資するよう取組を推進する。

さらに、公的統計の整備に当たっては、幅広く国民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、引き続き、国民対し的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	令和元年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数(C T I)について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。
	◎ 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。	財務省	令和元年度(2019年度)から実施する。
◎ 四半期別法人企業統計調査について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、Q Eの1次速報に間に合うように一部早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ試験的な調査を実施し、検証する。また、内閣府と協力し、この試験的な調査の結果を反映した場合におけるQ E推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向け	財務省、 内閣府	令和元年度(2019年度)から試験的な調査を実施し、検証を開始する。 令和4年度(2022年度)末までのできるだけ早	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	た方針を検討し、結論を得る。		い時期に結論を得る。
	◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。	財務省	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。
	○ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認された場合には必要な改善策を早期に検討する。	国土交通省	必要な改善策の検討を行い、令和元年度(2019年度)中に結論を得る。
	◎ 公的固定資本形成について、QEと年次推計とのかい離の原因について検証した上で、建設総合統計の出来高と決算書の整合性に係る確認及び検討状況を踏まえ、必要な改善策を早期に検討する。	内閣府	早期に結論を得る。
	○ 再投資収益について、内閣府の協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法について検討する。また、「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について、検討する。	財務省、内閣府	令和元年度(2019年度)を目途に結論を得る。
	○ QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において提供するデータの差異を縮小することが重要である。このため、平成27年度(2015年度)以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣	内閣府、総務省、経済産業省、関係府省	財については令和元年(2019年)年央までに検証し、3年(2021年)末までに結論を得る。サービスについては令和2年(2020年)年央ま

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。		でに検証し、4年(2022年)末までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。
	○ 医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法とその応用について、厚生労働省、文部科学省等と連携し、平成29年度(2017年度)に開始した包括的な研究を推進するとともに、建設(市場価格取引ベース)及び小売サービス(マージン)の価格の把握手法について、日本銀行が国土交通省の参画を得て行う共同研究の成果及び日本銀行が総務省・経済産業省等からデータ・関連情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、関係府省等と連携し、一連の研究成果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告する。	内閣府、 関係府省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	◎ 毎月勤労統計について、令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年度)以降も継続して公表する。	厚生労働省	令和4年(2022年)1月までに実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 家計統計、法人企業統計、個人企業経済統計、建設関連統計などの基礎統計の改善も踏まえつつ、QEの推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組む。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。	内閣府	平成30年度(2018年度)中に実施する。
	◎ 生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
イ 生産面を中心に 見直した 国民経済 計算への 整備	◎ 国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から平成30年度(2018年度)の可能な限り早期に具体的な要望の提示を受ける。その上で、令和3年(2021年)経済センサスの試験調査(令和元年度(2019年度)実施予定)やその後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計となるよう、中間年SUTの基本構成を、基準年SUTと並行して検討し、大枠を固める。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUT・産業連関表の部門について、部門分類概念の整合性を前提としつつ、国内生産・需要額の大きさ、産業における生産技術の類似性、生産物の用途の類	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までにルールを設定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>似性、産業・生産物の成長性及び国際比較可能性について、一定の客観的ルールを設定して検討を行う。その際、調査技術の工夫、報告者負担の抑制及び限られた統計リソースの適切な配分にも十分配慮する。</p>		<p>し、検討を継続する。</p>
	<p>○ 生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度（2018年度）までにサービス分野について、令和5年度（2023年度）までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成30年度（2018年度）までにサービス分野について、令和5年度（2023年度）までに全体について生産物分類を整備する。</p>
	<p>◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成30年度（2018年度）までに結論を得る。</p>
	<p>◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計（建設総合統計）に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。</p>	<p>国土交通省、関係府省</p>	<p>平成30年度（2018年度）から順次実施する。</p>
	<p>○ 建築物リフォーム・リニューアル調査について、令和元年度（2019年度）作成予定の平成27年（2015年）産業連関表に取り込んだ上で、令和2年度（2020年度）を目途に予定されている次回の国民経済計算の基準改定に反映できるよう、遡及期間、遡</p>	<p>国土交通省、産業連関表作成府省庁、内閣府</p>	<p>次回産業連関表（令和元年度（2019年度））に取り込んだ上、</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	及推計方法等の具体的事項について関係府省間で調整する。同調査の公表時期については、少なくともQE（2次速報）に活用できるよう、公表を早期化する。		次回基準改定に反映する。
	○ 建設工事施工統計について、精度向上に向けた見直しを検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 非住宅の売買取引の仲介手数料について、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討し、可能な部分については平成27年産業連関表における反映を目指す。	国土交通省	次回産業連関表作成時(令和元年度(2019年度))までに結論を得る。
	○ 分譲住宅の販売マージンについて、「産業連関構造調査(不動産投入調査)」や企業決算データの活用、非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジが広い「法人土地・建物基本調査」(賃貸面積比率、空室率等)などの活用によって、精度向上を図ることを検討する。	国土交通省	次回産業連関表作成時(令和元年度(2019年度))までに結論を得る。
	○ 医療の中間投入構造の把握のため、検討を行う。具体的には、医療経済実態調査(医療機関等調査)の、基準年のみならず中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。また、医療経済実態調査(医療機関等調査)の利活用に向けた検証及び内閣府から示された年次推計における医療分野の課題を踏まえ、当該調査の目的との整合性や調査項目が増えることによる回答率への影響を踏まえつつ、医療経済実態調査(医療機関等調査)、産業連関構造調査(投入調査)、ビジネスサーベイにおける調査項目	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>見直しや拡充について検討する。病院・診療所は入院と入院外に区分したデータを保有しておらず、現在の部門分類に対応する投入調査は困難であるため、当面の対応としてレセプトデータ（社会医療診療行為別統計）などを活用した費用項目の推計見直しについて検討を進めるとともに、SUT体系への移行後における実測可能性のある部門分類の設定や、それに対応した費用項目の調査の在り方についても検討を行う。</p>		
	<p>○ 社会福祉（国公立）についても社会福祉（非営利）と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に配慮しつつ、社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施を検討する。また介護事業経営概況調査を用いて平成27年（2015年）産業連関表の推計を行い、その精度を検証する。さらに、同調査については、中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>○ 教育の中間投入構造の把握のため、地方教育費調査の項目拡充や調査対象サンプルを限定した特別調査（産業連関構造調査（投入調査）等）の実施等も含め、検討を行う。</p>	文部科学省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ウ 国際比較可能性の向上等	<p>◎ 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることについて検討する。</p>	産業連関表作成府省庁	次回産業連関表作成時（令和元年度（2019年度））までに検討する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表作成時（令和元年度（2019年度））までに結論を得る。 国民経済計算の次回基準改定までに結論を得る。
	◎ 国民経済計算における娯楽・文学・芸術作品の原本（映画等）について、次回基準改定において、総固定資本形成へ計上することを目指して検討を進める。	内閣府	次回基準改定までに結論を得る。
	◎ 国民経済計算に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施する。また、それらの研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施する。このためにも、国際的な動向も踏まえた新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 国民経済計算におけるリースの区分については、国際的な基準と整合的になるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、引き続き、推計方法の検討を行う。	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施し、次回基準改定までに結論を得る。
(2) 経済構造統計を中心とした経済統	○ 経済センサス - 活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるKAU概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースで	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
計の体系的整備の推進等	の事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。		る。
	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、 経済産業省	令和元年度（2019年度）から実施する。
	◎ 経済センサス - 基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。	総務省	令和元年度（2019年度）から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、 経済産業省	令和元年度（2019年度）から同時実施し、令和4年（2022年）調査の企画時までに結論を得る。
	◎ 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス - 基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、 経済産業省	令和2年度（2020年度）から実施する。
	◎ 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。	総務省、 関係府省	令和元年度（2019年度）から実施する。
	◎ 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討する。	総務省、 関係府省	令和元年度（2019年度）以降の可能な限り早期に実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法を検討する。	総務省	令和2年度（2020年度）までに結論を得る。
	◎ 令和3年（2021年）経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和4年（2022年）調査の企画時までに一定の結論を得る。
	○ サービス産業動向調査（月次調査部分）及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	遅くとも令和4年（2022年）末までに結論を得る。
	○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	○ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努める。	経済産業省	平成30年度（2018年度）から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	◎ 経済センサス - 基礎調査をローリング調査や独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、令和3年(2021年)経済センサス - 活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。	総務省	令和元年度(2019年度)から実施(初回のローリング調査は2年(2020年)年央までに実施)する。
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計 ^(注34) の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。
	○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。	総務省、財務省	令和3年度(2021年度)末までに結論を得る。

(注34) 事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。	総務省	令和3年度(2021年度)末までに結論を得る。
	○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、令和元年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。	関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、令和8年(2026年)経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。	総務省、関係府省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、令和3年(2021年)経済センサス-活動調	総務省、関係府省	令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の企画時期

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。		までに実施する。
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備	◎ 国勢調査の調査方法について、平成 27 年（2015 年）調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、令和 2 年（2020 年）調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。	総務省	令和 2 年（2020 年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国勢調査の広報について、開始から 100 年を経過する令和 2 年（2020 年）調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努める。	総務省	令和元年度（2019 年度）から実施する。
	◎ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果の乖離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を推進する。	厚生労働省	令和元年（2019 年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。	厚生労働省	令和元年（2019 年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。	厚生労働省	令和元年（2019 年）調査の企画終了後に実施する。
	◎ 国民生活基礎調査における推計方法の	厚生労働省	平成 30 年度

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。	省	(2018年度)から実施する。
	◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。	厚生労働省	可能な限り早期に結論を得る。
	◎ 人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を開始する。	厚生労働省	平成30年(2018年)調査から実施する。
	◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	令和元年度(2019年度)中に実施する。
(2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備	◎ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	文部科学省	令和元年度(2019年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間(無期・有期)別に把握する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分	文部科学省	令和元年度(2019年度)調査から順

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。		次実施し、遅くとも令和2年度(2020年度)調査までに実施する。
	◎ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討する。	文部科学省	遅くとも令和2年度(2020年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)について、学校教育や奨学金等の施策ニーズを踏まえた調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。	文部科学省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策ニーズとユーザーニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。	文部科学省	令和3年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目の追加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進する。	文部科学省	令和3年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	◎ 労働力調査の「従業上の地位」に係る選択肢の変更前後に生じる差異等に関する情報について、ウェブサイト等における提供の充実を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、ウェブサイト等において提供する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用に資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把	総務省	令和4年(2022年)調査の企画時

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	握するための調査事項の在り方を検討する。		期までに結論を得る。
	◎ 就業構造基本調査について、平成 29 年(2017 年)調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。	総務省	令和 4 年(2022 年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。	厚生労働省	平成 30 年度(2018 年度)から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	厚生労働省	平成 30 年度(2018 年度)から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。	厚生労働省	令和 2 年(2020 年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査(第一号調査)について、平成 30 年度(2018 年度)調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	国土交通省	令和 2 年度(2020 年度)までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。</p>		<p>に関する抜本的な検討は、令和2年度(2020年度)までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。</p>
<p>(4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備</p>	<p>◎ 農林業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。</p>
	<p>◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。</p>
	<p>○ 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、(産地)卸売市場を経由しない流通の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。
	○ 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先ごと及び出荷先ごとの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額を把握することなどを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年(2016年)経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進する。	農林水産省	令和元年度(2019年度)までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。	農林水産省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度(2018年度)に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。	農林水産省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実	農林水産省	全国調査を実施したもののから順次

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。</p> <p>◎ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、検討に着手する。</p>		<p>実施する。</p> <p>平成30年度(2018年度)から実施する。</p>
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	<p>○ 廃棄物等循環利用量実態調査については、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把握方法の精緻化について引き続き検討する。</p>	環境省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。</p>	資源エネルギー庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	<p>◎ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度(2017年度)に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。</p>	国土交通省	令和2年度(2020年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCS ^(注35) データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	◎ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をよりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	令和5年(2023年)法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年(2018年)1-3月期分から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、クルーズ船利用の拡大等旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度(2018年度)から実施する。

(注35) 輸出入・港湾関連情報処理システム (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。
	○ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ SDDSプラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。	財務省、内閣府	令和3年(2021年)4月までに実施する。
	○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。新しい情報源の活用可能性の検討については、令和2年度(2020年度)から実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU(ESSPROS)基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	厚生労働省	令和4年度(2022年度)までに実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、ユーザーニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。	財務省、 総務省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
	○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の届出情報（企業名、住所等）等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。	経済産業省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
	○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。	各府省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
	○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。	総務省、 各府省	平成30年度 (2018年度) から実施する。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、及び政府内における検討の場を設け、データの保護や取得等の課題について集中的に検討し、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進するとともに、可能性の高いものから、速やかに試行的な活用等を行う。	総務省、各府省	令和4年度（2022年度）末までに一定の結論を得る。
	○ 統計的分析や統計作成目的によるビッグデータ等の利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間企業等における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的を実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する	内閣府、財務省	平成30年度（2018年度）から実施す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。		る。
	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図る。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
イ 民間企業等が保有するビッグデータの活用	○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、関係府省の取組状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(2) オンライン調査の推進	○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改	総務省	平成30年度(2018年度)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	善・拡充等を推進する。		から実施する。
(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	<p>○ E B P M推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を定期的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施等に当たり各府省が収集した報告者の声（提案）や統計ニーズについて、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間企業等による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。</p> <p>○ 所管統計調査の設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。</p>	<p>総務省、各府省</p> <p>各府省</p>	<p>平成30年度（2018年度）から実施する。</p> <p>平成30年度（2018年度）から実施する。</p>
2 統計の品質確保 (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上 ア 統計基準の整備	<p>○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。</p>	総務省	日本標準産業分類の次期改定（令和5年度（2023年度））に向けて実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 統計間の比較可能性向上	○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても現状の更なる精査を行った上で検討を進め結論を得る。また、各府省は、個々の調査の特性や精度に留意しつつ、この結論にのっとった対応に努める。	総務省、各府省	地域ブロックについては平成30年度（2018年度）末までに、それ以外については令和元年度（2019年度）以降順次、結論を得て、それを踏まえ順次実施する。
(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	○ 「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。ま	総務省	平成30年度（2018年度）から実施す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	た、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。		る。
	○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に引き続き取り組む中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員業務の重点化に活用する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 品質確保に向けた取組の強化 ア P D C A サイクルの確立等	○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。	関係府省、 総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ ①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、B P Rの手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。	関係府省、 内閣官房、 総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。	関係府省、 総務省	令和3年度(2021年度)から実施する。
	○ 統計作成に関する標準的な業務マニュアルを作成し、B P R等の状況も踏まえ、定期的に見直す。また、当該マニュアルを	総務省、 関係府省	令和2年度(2020年度)から実施す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	踏まえ、統計ごとの業務マニュアルを作成し、定期的に確認する。		る。
	○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度(2017年度)に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。その一環として、統計調査の調査計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。調査計画及び事後検証結果のホームページ掲載については、令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ システムを用いたエラーチェック等、データの審査を適切に実施する。また、統計に誤りが判明した場合には、あらかじめ策定した対応ルールに基づき、ユーザーに及ぼす影響も含め、ユーザーに対する迅速な周知を行うとともに、効果的な再発防止策を検討・整理して、府省内及び政府全体で共有する。	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 統計調査の担当者から独立した統計分析審査官による分析的審査を順次導入する。	関係府省、内閣官房	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 公的統計でカバーしきれない分野について、政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定する。	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
イ 統計	○ 内閣官房は、関係府省の協力を得て、一	関係府省、	令和2年度

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
の重要 度に応 じた管 理	<p>一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定めるとともに、必要に応じて区分及び範囲の見直しを行う。</p>	内閣官房、 総務省	(2020年度) から実施す る。
	<p>○ 基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。</p>	関係府省、 総務省	令和2年度 (2020年度) から実施す る。
	<p>○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。</p>	各府省、総 務省	令和2年度 (2020年度) 末までに実 施する。
3 統計の 利活用促 進・環境改 善 (1) 調査票 情報等の 提供及び 活用の推 進	<p>○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。</p>	総務省	平成30年度 (2018年度) 末までに実 施する。
	<p>○ 調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータについて、独立行政法人統計センターにおいて、一元的な永年保管</p>	総務省、各 府省	平成30年度 (2018年度) から実施す る。一元的 な保管の検 討については、令和2

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	を段階的に進めるための検討を行う。また、総務省において、各府省の協力を得て、基幹統計以外の加工統計及び業務統計についても、重要なものから、作成に使用した情報等について、独立行政法人統計センターにおける一元的な永年保管に向けて必要な検討を行う。		年度（2020年度）から実施する。
	○ 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつホームページに掲載するなど利用に関する更なる情報提供に取り組む。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ オーダーメイド集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の	総務省	令和元年度（2019年度）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	導入について検討を行い、結論を得る。		未までに実施する。
	○ 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。	総務省	令和元年度(2019年度)未までに実施する。
	○ 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)未までに実施する。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 一般統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、統計表の集約的な公表、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に係る周知の徹底や、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援することに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ e-Statについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、ユーザーニーズを把握し、これを踏まえた機能強化を引き続き推進する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用	総務省	平成30年度(2018年度)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	な機能を取り入れることにより、e-Statの利便性の向上を図る。		から実施する。
	○ 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 統計リテラシーの向上	○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申やこれを踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組(無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等)を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例等の情報提供及び横展開を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 総務省は、関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力を行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。 さらに、「AI戦略2019」(令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、文部科学省は、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開などの取組を進め、総務省は、この取組に協力を行う。	総務省、文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。 AI戦略2019に係る部分については、令和2年度(2020年度)以降継続して実施する。
	○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、調査票情報等を保護するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。		
(4) 報告者の理解の増進・公平感の確保	○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス - 活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第 15 条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、令和 3 年 (2021 年) 経済センサス - 活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。	総務省、経済産業省	令和 3 年 (2021 年) 経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。
	○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、令和 3 年 (2021 年) 経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。	総務省	令和 4 年度 (2022 年度) 末までに実施する。
	○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	総務省、関係府省	平成 30 年度 (2018 年度) から実施する。
	○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調	各府省、総務省	平成 30 年度 (2018 年度) から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。</p>		
(5) 大規模災害発生時等の備え	<p>○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。</p>	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等	<p>○ 統計の作成・利用に関する各府省からの相談の一元的な窓口の設置や専門人材の派遣など、各府省における統計の作成を幅広く支援する。</p>	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	<p>○ 各府省の統計部局において、府省内の政策部局等からの統計作成に関する相談、要望等に対応するなど、府省内の統計作成を広く支援する。</p>	各府省	令和2年度(2020年度)から実施する。
(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援	<p>○ 統計委員会が定める方針の下、専門家(品質管理の専門家・実務家、研究者等)を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。</p>	総務省	令和2年度(2020年度)から派遣に向けた準備を行い、3年度(2021年度)から派遣する。
イ 統計リソースの計	<p>○ 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
画的な確保及び再配分・最適配置	要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。		る。
	○ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
ウ 地方公共団体との連携・支援	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30年度・令和元年度(2018・2019年度)に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	団体に対する必要な支援・検討等を進める。		
	○ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)末までに整備し、その後実施する。
	○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 地方公共団体への人的支援等を行う観点から、地域における大学等の専門家の活用等に関する先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与する。	総務省	令和3年度(2021年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
エ 統計調査員の確保・育成・支援	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資することから、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員のオンライン調査に関する報告者への説明能力等を向上させるため、統計調査員を対象とした研修内容の充実を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するICTやコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(2) 統計人材の確保・育成	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計部門の人材育成に取り組む。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施す

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。		る。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等を中長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)を目途に結論を得る。
	○ 一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者を「統計データアナリスト」、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者を「統計データアナリスト補」として認定する。	総務省	認定要件の検討等について令和2年度(2020年度)から実施する。認定について令和3年度(2021年度)から実施する。
	○ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する。また、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリストの管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理の下で行う。	各府省	令和2年度(2020年度)から順次実施する。
	○ 統計データアナリスト等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。また、将来の幹事・管理職の確保・育成の観点から、幹部候補	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	育成課程と統計職員の育成との連携を検討する。さらに、各府省の統計部門の初任者が、原則として、総務省統計研究研修所が提供するオンライン研修等による基礎的な研修を受講するよう促進する。		
	○ 集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐え得るようシステムの増強に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 職場風土の確立、職員の意識改革	○ 統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。	総務省、各府省	令和2年度(2020年度)から実施する。

(注) 「第3 公的統計の整備に必要な事項」については、基幹統計に係る事項を含む公的統計全般に共通した事項である。

